公共債振替決済口座管理規定

第１条（この規定の趣旨）

この規定は、お客さまが社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替決済制度において取り扱う国債（以下、「振決国債」といいます。）、地方債、政府保証債等の一般債に係る口座（以下「振替決済口座」といいます。）を当行に開設するに際して、当行とお客さまとの間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。

２　当行は、前項にかかわらず、相当の理由があるときは振替決済口座の開設および振替による受入れをお断りすることがあります。

３　この規定においては、振決国債、一般債をあわせて「振替債」といいます。また、一般債の範囲については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の社債等に関する業務規程に定めるものとし、その取り扱いについては第１５条によるものとします。

第２条（振替決済口座）

振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として、当行が備え置く振替口座簿において開設します。

２　振替決済口座には、振決国債は日本銀行、一般債は機構がそれぞれ定めるところにより、種別ごとに内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である振替債の記載または記録をする内訳区分（一般債の場合は「質権口」といいます。）と、それ以外の振替債の記載または記録をする内訳区分（一般債の場合は「保有口」といいます。）とを別に設けて開設します。

３　当行は、お客さまが振替債についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載または記録いたします。

第３条（振替決済口座の開設）

振替決済口座の開設にあたっては、あらかじめ、お客さまから当行所定の申込書によりお申し込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い、本人確認を行わせていただきます。

２　当行は、お客さまから当行所定の申込書による振替決済口座開設のお申し込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設します。

３　当行所定の申込書に押印された印影及び記載された住所、氏名または名称、生年月日、

法人の場合における代表者の役職氏名、共通番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）第２条第５項に規定する個人番号または同条第１５項に規定する法人番号。以下同じ。）等をもって、お届け出の印鑑、住所、氏名、生年月日、共通番号等とします。

４　振替決済口座は、この規定に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令、日本銀行の国債振替決済業務規程及び機構の社債等に関する業務規程その他の関連諸規則に従って取り扱います。お客さまには、一般債についてこれら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置ならびに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことに約諾していただき、本規定の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。

第３条の２（共通番号の届出）

お客さまは、番号法その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号の通知を受けたとき、その他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客さまの共通番号を当行にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

第４条（契約期間等）

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する１月末日までとします。

２　この契約は、お客さままたは当行から申し出のない限り、期間満了日の翌日から１年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

第５条（振替の申請）

お客さまは、振替決済口座に記載または記録されている振替債について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、振替の申請をすることができます。

（１）差押えを受けたものその他の法令の規定により振替またはその申請を禁止されたもの。

（２）法令の規定により禁止された譲渡または質入れに係るものその他日本銀行または機構が定めるもの。

（３）振決国債の償還期日または利子支払期日の３営業日前から前営業日までの範囲内において日本銀行が定める期間中に振替を行うもの。

（４）一般債の償還期日または繰上償還期日において振替を行うもの。

（５）一般債の償還期日、繰上償還期日、定時償還期日または利子支払期日の前営業日において振替を行うもの。

2　前項に基づき、お客さまが振替の申請を行うにあたっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当行所定の依頼書に届け出の印章により記名押印して、通帳とともに取扱店にご提出ください。

（１）振決国債の場合

① 当該振替において減額及び増額の記載または記録がされるべき振決国債の銘柄及び金額

② お客さまの振替決済口座において減額の記載または記録がされるべき種別及び内訳区分

③ 振替先口座

④ 振替先口座において、増額の記載または記録がされるべき種別及び内訳区分

（２）一般債の場合

① 当該振替において減額及び増額の記載または記録がされるべき一般債の銘柄及び金額

② お客さまの振替決済口座において減額の記載または記録がされるのが、保有口か質権口かの別

③ 振替先口座及びその直近上位機関の名称

④ 振替先口座において、増額の記載または記録がされるのが、保有口か質権口かの別

⑤ 振替を行う日

3　前項第１号①の金額はその振決国債の最低額面金額の整数倍、前項第２号①の金額はその一般債の各社債の金額の整数倍となるよう提示しなければなりません。

4　振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第２項第１号③及び同項第２号③の提示は必要ありません。また、同項第１号④及び第２号④については、「振替先口座」を「お客さまの振替決済口座」として提示してください。

5　振替債の全部または一部を振替えるときは、振決国債については振替日の３営業日前までに、一般債は振替日の前営業日までに当行所定の方法でその旨をお申し出のうえ、お客さま等が当行所定の依頼書に届け出の印章により記名押印して、通帳とともに取扱店へご提出ください。

6　当行に振替債の買取りを請求される場合、前項の手続きをまたずに振替債の振替の申請があったものとして取り扱います。

第６条（他の口座管理機関への振替）

当行は、お客さまから申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。ただし、当該他の振替先口座管理機関において、お客さまから振替の申し出があった銘柄の取り扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けない場合、当行は

振替の申し出を受け付けないことがあります。また、当行で振替債を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し、口座を開設している支店名、口座番号、口座名義、担保の設定の場合は保有口か質権口の別等振替に必要な事項をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続きが行われないことがあります。

2　前項において、他の口座管理機関への振替を行う場合には、あらかじめ当行所定の振替口座依頼書によりお申し込みください。

第７条（担保の設定）

お客さまの振替債について、担保を設定される場合は、当行所定の手続きにより振替を行います。

第８条（分離適格振決国債に係る元利分離申請）

振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載または記録されている分離適格振決国債について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、元利分離の申請をすることができます。

（１）　差押えを受けたものその他の法令の規定により元利分離またはその申請を禁止されたもの。

（２）　当該分離適格振決国債の償還期日または利子支払期日の３営業日前から前営業日までにおいて、日本銀行の定める期間中に元利分離を行うもの。

2　前項に基づき、お客さまが元利分離の申請を行うにあたっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当行に提示いただかなければなりません。

（１）　減額の記載または記録がされるべき分離適格振決国債の銘柄及び金額

（２）　お客さまの振替決済口座において減額及び増額の記載または記録がされるべき種別

3　前項第１号の金額は、その分離適格振決国債の最低額面金額の整数倍で、かつ、分離適格振決国債の各利子の金額が当該整数倍となるよう提示しなければなりません。

第９条（分離元本振決国債等の元利統合申請）

振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載または記録されている分離元本振決国債及び分離利息振決国債について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、元利統合の申請をすることができます。

（１）差押えを受けたものその他の法令の規定により元利統合またはその申請を禁止されたもの。

（２）当該分離元本振決国債と名称及び記号が同じ分離適格振決国債の償還期日または利

子支払期日の３営業日前から前営業日までにおいて、日本銀行の定める期間中に元利統合を行うもの。

２　前項に基づき、お客さまが元利統合の申請を行うにあたっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当行に提示いただかなければなりません。

（１）減額の記載または記録がされるべき分離適格振決国債の銘柄及び金額

（２）お客さまの振替決済口座において減額及び増額の記載または記録がされるべき種別

３　前項第１号の金額は、その分離適格振決国債の最低額面金額の整数倍で、かつ、分離適格振決国債の各利子の金額が当該整数倍となるよう提示しなければなりません。

第１０条（抹消申請の委任）

振替決済口座に記載または記録されている振決国債について、第１１条により振替債の償還金（分離利息振決国債の場合は、利子の支払い）を受け取る場合、また、一般債について、償還、繰上償還または定時償還が行われる場合には、当該振決国債、一般債について、お客さまから当行に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当行は当該委任に基づき、お客さまに代って手続きさせていただきます。

第１１条（償還金等の受入れ等）

振替債の元金または利子の支払いがある場合は、当行がお客さまに代ってこれを受領し、指定口座に入金します。

２　振替決済口座に記載または記録されている振決国債（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。）の元金及び利子の支払いがあるときは、日本銀行が代理して国庫から受領したうえ、当行がお客さまに代って日本銀行からこれを受領し、指定口座に入金します。

３　振替決済口座に記載または記録されている一般債（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。）のうち、機構の社債等に関する業務規程により償還金（繰上償還金及び定時償還金を含みます。また、金銭に代えて金銭以外の財産をもって償還する場合における当該金銭以外の財産を含みます。以下同様とします。）及び利子を取り扱うもの（以下、「機構関与銘柄」といいます。）の償還金及び利子の支払いがあるときは、支払代理人が発行者から受領したうえ、当行がお客さまに代って支払代理人からこれを受領し、指定口座に入金します。

第１２条（連絡事項）

通帳による取り扱いの場合は、通帳に振替債の銘柄、受渡日及び預かり残高等の法令

で定める事項を、残高照合のための報告内容を含めて記帳します。

２　取引残高報告書による取り扱いの場合は、取引残高報告書により残高照合のための報告を当行所定の時期に年１回以上行います。取引残高報告書には、振替債の銘柄、受渡日及び預かり残高等の法令で定める事項を記載します。なお、取引残高報告書による報告は、四半期ごと当該期間内において取引がある場合は、当行所定の時期に四半期に１回以上残高照合のための報告内容を含めて行います。

３　当行は、前項の規定にかかわらず、お客さまが特定投資家（金融商品取引法第２条第３１項に規定する特定投資家（同法第３４条の２第５項の規定に基づき特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法３４条の３第４項（同法３４条の４第６項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客さまからの前項に定める残高照合のための報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同様とします。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当行が定めるところにより残高照合のための報告を行なわないことがあります。

第１３条（届け出事項の変更等）

通帳及び印章を失ったとき、または印章、氏名若しくは名称、法人の場合における代表者の役職氏名、住所、共通番号、その他の届け出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取扱店に届け出てください。なお、届出にあたっては、確認書類が必要となることがあります。

２　前項により届け出があった場合、当行は所定の手続きを完了した後でなければ振替債の受入れ、振替または抹消、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。

なお、通帳を再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

３　第１項による変更後は、変更後の印影、氏名または名称、住所、共通番号等をもって届け出の印鑑、氏名または名称、住所、共通番号等とします。

４　当行が届け出のあった名称、住所にあてて通知または送付書類を発送した場合には、お客さまが第１項の届け出を怠る等お客さまの責めに帰すべき事由により、延着しもしくは到達しなかったとき、またはお客さまがこれを受領しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

第１４条（当行の連帯保証義務）

日本銀行または機構が、振替法等に基づき、お客さま（振替法第１１条第２項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号の定める義務の全部の

履行については、当行がこれを連帯して保証いたします。

（１）振決国債（分離適格振決国債、分離元本振決国債または分離利息振決国債を除きます。）の振替手続きを行った際、日本銀行において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載または記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた振決国債の超過分（振決国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の元金及び利子の支払いをする義務

（２）分離適格振決国債、分離元本振決国債または分離利息振決国債の振替手続きを行った際、日本銀行において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載または記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた分離元本振決国債及び当該国債と名称及び記号を同じくする分離適格振決国債の超過分の元金の償還をする義務または当該超過分の分離利息振決国債及び当該国債と利子の支払日を同じくする分離適格振決国債の超過分（振決国債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の利子の支払いをする義務

（３）一般債の振替手続を行った際、機構において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載または記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた一般債の超過分（一般債を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の償還金及び利子の支払いをする義務

（４）その他、日本銀行または機構において、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

第１５条（機構において取り扱う一般債の一部の銘柄の取り扱いを行わない場合の通知）

当行は、機構において取り扱う一般債のうち、当行が定める一部の銘柄の取り扱いを行わない場合があります。

２　当行は、当行における一般債の取扱いについて、お客さまにその取り扱いの可否を通知します。

第１６条（解約等）

この契約は、お客さまのお申し出によりいつでも解約することができます。解約するときは、その３営業日前までに当行所定の方法でその旨を取扱店にお申し出のうえ、解約の際にお客さまが当行所定の解約依頼書に届け出の印章により記名押印して通帳とともに取扱店にご提出し、振替債を他の口座管理機関へお振替えください。なお、第４条によ

るお客さまからのお申し出により契約が更新されないときも同様とします。

2　前項にかかわらず、振決国債の利子支払期日の３営業日前から同支払期日の前営業日までの間または一般債の利子支払期日の前営業日は、この契約の解約をすることはできません。

3　次の各号のいずれかに該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、振替債を他の口座管理機関へお振替えください。なお、第４条による当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。

（１）お客さまについて相続の開始があったとき

（２）お客さま等がこの規定に違反したとき

（３）やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき

第１６条の２（反社会的勢力との取引拒絶）

振替決済口座は、次項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの振替決済口座の開設をお断りするものとします。

2　次の各号の一にでも該当し、お客さまとの取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの公共債取引を停止し、またはお客さまに通知することにより振替決済口座を解約することができるものとします。この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額をお支払いいただきます。

（１）　お客さまが口座開設申し込み時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

（２）お客さまが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべ

き関係を有すること

（３）お客さまが、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

Ａ 暴力的な要求行為

Ｂ 法的な責任を超えた不当な要求行為

Ｃ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

Ｄ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

Ｅ その他ＡからＤに準ずる行為

第１７条（解約時の取扱い）

前２条に基づく解約に際しては、お客さまの振替決済口座に記載または記録されている振替債及び金銭については、当行の定める方法により、お客さまのご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。

第１８条（緊急措置）

法令の定めるところにより振替債の引渡しを求められたとき、または店舗等の火災等緊急を要するときは、当行は臨機の処置をすることができるものとします。

第１９条（公示催告等の調査）

当行は、振替債について、公示催告・除権決定の公告等についての調査義務は負いません。

第２０条（免責事項）

当行は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

（１）第１３条第１項による届け出の前に生じた損害

（２）依頼書、諸届けその他の書類に使用された印影を届け出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて振替債の受入れ、振替または抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類について偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害

（３）依頼書に使用された印影が届け出の印鑑と相違するため、振替債の受入れ、振替または抹消をしなかった場合に生じた損害

（４）災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当行の責めによらない事由により保管施設または記録設備の故障等が発生したため、振替債の受入れ、振替または抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害

（５）前号の事由により、振替債の記録が滅失等した場合、または第１１条による償還金

等の指定口座への入金が遅延した場合に生じた損害

（６）第１８条の事由により、当行が臨機の処置をした場合に生じた損害

第２１条（機構非関与銘柄の振替の申請）

お客さまの振替決済口座に記載または記録されている機構非関与銘柄（機構の社債等に関する業務規程により、償還金及び利子を取り扱う銘柄以外の銘柄の一般債をいいます。）について、お客さまが振替の申請を行う場合には、あらかじめ当行に対して、その旨を申し出てください。

第２２条（規定の変更）

この規定は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

第２３条（手数料）

この規定に基づく口座開設に伴う口座開設料ならびに口座管理手数料はかかりません。

以　上